東京農工大学遠藤章奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(組織)	(組織)	
第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び <u>理事(経営・</u> 企画担当)	(2) 理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び <u>理事(総務・</u> 経営企画担当)	
(3) (路)	(3) (略)	
(事務)	(事務)	
第12条 奨学金に関する事務は、 <u>学務課</u> において行う。	第12条 奨学金に関する事務は、 <u>学務部学務課</u> において行う。	

附 則(令和3年4月1日規程第15号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。